

# 函館圏都市計画高度利用地区における建築物の制限について

## ○地区名

末広町5番A地区

## ○都市計画決定年月日

平成13年2月2日 函館市告示第15号

## ○区域および面積

函館市末広町の一部 約0.6ha

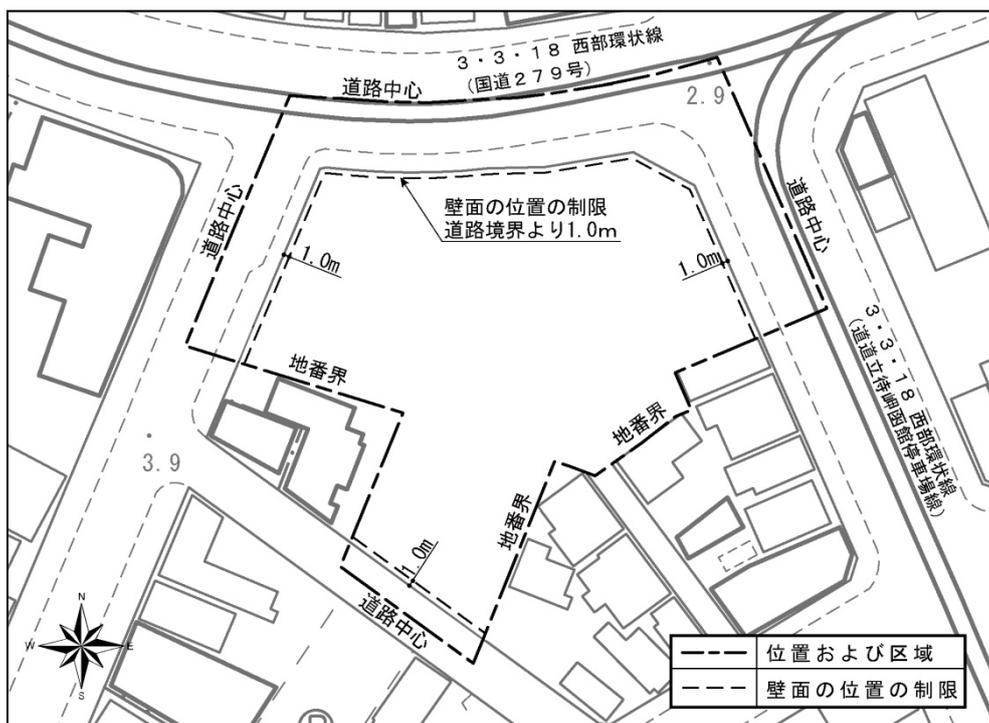
## ○指定理由

本地区は、本市における重要な商業地として、高度に土地利用を図るべき区域にあるが、現状の利用容積率が指定されている容積率よりも著しく低く、また、土地利用が細分化されていることから、本地区に高度利用地区を指定し、土地の合理的かつ健全な高度利用と都市環境の改善を図る。

## ○制限の内容

- ・容積率の最高限度，最低限度  
最高限度 400%，最低限度 150%
- ・建ぺい率の最高限度  
80%（ただし、防火地域内にある耐火建築物にあっては10%を加えた数値とする。この場合において、建築物の敷地が防火地域の内外にわたり、その敷地内の建築物の全部が耐火建築物であるときは、その敷地はすべて防火地域内にあるものとみなす。）
- ・建築面積の最低限度  
200㎡
- ・壁面の位置の制限  
1.0m

## ○計画図



※ 高度利用地区の区域および制限の内容について、ご不明な点等がありましたら、函館市都市建設部都市計画課 TEL0138-21-3360 にお問い合わせ下さい。